

令和5年 第2回松田町議会定例会 会議録 (第2日目)

令和5年6月7日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

—	—	2番	古谷星工人	3番	内田晃
4番	平野由里子	5番	田代実	6番	井上栄一
7番	南雲まさ子	8番	中野博	9番	飯田一
10番	齋藤永	11番	寺嶋正	12番	大館秀孝

2. 欠席議員 1人

1番	唐澤一代
----	------

3. 説明のための出席者 14人

町長	本山博幸	副町長	田代浩一
教育長	浄泉和幸(欠席)	会計管理者 兼出納室長	中津川文子
参事兼政策推進課長	鈴木英幸	総務課長	早野政弘
安全防災担当室長	鎌田将次	税務課長	山岸裕子
町民課長	川本博孝	福祉課長	宮根正行
子育て健康課長	渋谷昌弘	観光経済課長	遠藤洋一
まちづくり課長 兼駅周辺事業推進担当室長	柳澤一郎	環境上下水道課長	渋谷好人
教育課長	椎野晃一	—	—

4. 出席した議会事務局書記 2人

事務局長	石井友子	書記	島秀明
------	------	----	-----

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議案第 26 号 松田町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 議案第 27 号 工事請負契約の締結について（令和 5・6 年度宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事（電気設備））
- 日程第 3 議案第 28 号 西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 29 号 令和 5 年度松田町一般会計補正予算（第 2 号）

## 6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。松田町議会定例会本会議第 2 日目を迎え、議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。

なお、報道機関の神静民報社より写真撮影、録音、パソコン、タブレットの使用の申出があり、許可をいたしておりますので、御承知おき願います。

報告いたします。唐澤議員より、体調不良のため本日の第 2 回定例会を欠席する旨の届けが提出されていることを御報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は議員定数 12 名中 11 名です。よって、地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (9 時 00 分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議 長 日程第 1 「議案第 26 号松田町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 皆さん、おはようございます。議会定例会 2 日目、何とぞよろしく願いいたします。

なお、今日、教育長さんのほうは、神奈川県の方の役職で会長を務められているということで、どうしても外せない予定があるということで、今日は欠席させていただいておりますので、御了承のほうをよろしく願いをいたします。

議案第 26 号松田町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和5年6月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしく申し上げます。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、議案第26号松田町税条例の一部を改正する条例につきまして御説明をさせていただきます。本条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして条文の整備を図るものでございます。

改正の内容でございますが、道路交通法の一部を改正する法律、道路運送車両保安基準の一部を改正する省令により、原動機付自転車のうち一定の要件を満たす電動キックボード等を対象とする新たな車両区分として特定小型原動機付自転車が定義されました。このことに伴いまして、軽自動車税における3輪以上の特定小型原動機付自転車に係る種別割区分の見直しを行うものでございます。

恐れ入ります。議案を2枚おめくりいただきまして参考資料1の新旧対照表を御覧ください。第29条で軽自動車税の種別割の税率を規定しております。左側、改正案の中段、第29条第1号エを御覧ください。こちらは原動機付自転車のミニカーの区分についての規定でございます。このミニカーは、原則3輪以上の原動機付自転車の対象となりますが、1行目以降の括弧内にミニカーとして適用を除外するものが規定されております。その適用を除外するものとして、下線部分でございます。道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を追加いたします。これによって、ミニカーの区分から3輪以上の特定小型原動機付自転車を除外することとなります。そして、今回は改正はございませんので略という表記になっておりますが、アとして原動機付自転車の50cc以下の区分の規定がございます。その中にエに掲げるものを除くという規定がございますので、ミニカーの区分から除外された3輪以上の特定小型原動機付自転車、いわゆる一定の要件を満たす電動キックボード等は50cc以下の種別割の区分を適用することとなります。

恐れ入ります。1枚お戻りいただきまして、議案の2枚目、改正文を御覧ください。中段の附則でございます。第1項施行期日につきましては、改正道路交通法の施行日と同日の令和5年7月1日から施行するものでございます。第2項は適用となる期日とそれ以前の取扱いについて定めております。

説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第26号松田町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 暫時休憩します。午前9時15分より大会議室において議会全員協議会を開きますので、議員及び町長ほか関係職員は御参集くださるようお願いいたします。(9時06分)

議 長 休憩を解いて再開します。(10時15分)

日程第2「議案第27号工事請負契約の締結について(令和5・6年度宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事(電気設備))」を議題といたします。

町長の説明を求めます。

町 長 議案第27号工事請負契約の締結について(令和5・6年度宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事(電気設備))。

令和5・6年度宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事(電気設備)の

請負について、次のとおり契約を締結するものとする。

1、契約の目的。令和5・6年度宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事（電気設備）。

2、契約の方法。条件付き一般競争入札による契約。

3、請負代金額。一金1億4,190万円也。

4、契約の相手方。神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番地5、荏原商事株式会社神奈川支店、支店長 山中茂樹。

令和5年6月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、説明させていただきます。

まず、今回の入札方式は、条件付き競争入札になります。条件付き競争入札とは、あらかじめ要件とする資格等の条件を定め、広く公告して事業者等の参加を求め入札を行うもので、町に最も有利な価格で申込みをした者と契約をする方法でございます。

それでは、議案を1枚おめくりいただき参考資料1を御覧ください。工事請負契約でございます。今回、情報公開条例に基づきまして、請負者の印影及び次ページの参考資料の2の入札経過調書の自署及び印影を黒塗りにしております。

1、工事名。令和5・6年度宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事（電気設備）。

2、工事場所。松田町松田惣領1639番地1。

3、工期でございますが、松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づく議会の議決を得た日から5日以内から令和7年3月21日までとなっております。

4、請負代金でございます。1億4,190万円。うち取引に係る消費税及び地

方税の額が1,290万円でございます。

5、前払金、6、部分払金は、それぞれ記載のとおりでございます。

7、契約保証金につきましては、請負代金の10分の1でございますので1,419万円でございます。

8、契約金支払い場所は記載のとおりでございます。

上記の工事につきまして、発注者と受注者はおのおの対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は議会の議決を得るまで仮契約とする。

令和5年5月25日。

発注者、住所、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2037番地。氏名、松田町長 本山博幸。

請負者、住所、神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番地5号。氏名、荏原商事株式会社神奈川支店、支店長 山中茂樹。

恐れ入りますが、1枚おめくりください。参考資料2でございます。入札経過調書でございます。一番上段を御覧ください。一番上段の左側の予定価格は1億4,300万円。続いて、その右の2番目でございます。入札書比較価格が1億3,000万円で、これはですね、入札比較価格書はですね、先ほどお話しした予定価格の消費税抜きの価格でございます。

続きまして、左から3番目の最低制限価格1億3,041万6,000円。続きまして、4番目の最低制限価格の100分の110は1億1,856万円で、こちらは最低制限価格の消費税抜きの価格でございます。

入札執行場所、一番右でございますが、電子入札でございます。

その下、件名でございますが、件名及び場所については記載のとおりでございます。

入札年月日は令和5年5月22日でございます。1回目午前9時30分開札、2回目午前11時30分開札でございます。

入札参加者でございますが、こちらは荏原商事株式会社1者でございます。

まず、第1回の入札を御覧ください。第1回の入札は1億3,200万円でございます。この価格は消費税抜きの価格となりますので、この入札額が先ほど御説明しました上段の左から2番目の入札書比較価格1億3,000万以下で、左から4番目、最低制限価格の100分の110の1億1,856万円以上であれば…の間で競うものでございます。第1回入札は、入札書比較価格より上の金額でございましたので落札には至りませんでした。そして、第2回目の再入札では、入札額が1億2,900万円ですので、先ほどお話ししました左から2番目の入札書比較価格の1億3,000万円と、左から4番目の最低制限価格の100分の110の1億1,856万円の中で、1億2,900万円は入札書比較価格より下回っており、なおかつ最低制限価格より上回っておりますので、この範囲に収まり2回目の入札で落札となりました。上段の、恐れ入ります、落札価格のところを御覧ください。第2回の入札価格に消費税を加算した金額で1億4,190万円となります。

恐れ入りますが、次ページをお願いいたします。参考資料3でございます。こちらは、宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事（電気設備）の平面図でございます。墨塗りの部分が宮下水源の今回の工事個所でございます。工事内容につきましては、恐れ入ります、さらに裏面を御覧くださいませ。電気設備更新工として、油庫、自家発電装置、受変電設備の改修工事となります。

説明は以上となります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ございませんか。質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませ

んか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第27号工事請負契約の締結について(令和5・6年度宮下水源受変電及び自家発電設備改修工事(電気設備)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定について。次のとおり西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者(地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、西平畑公園及び松田山ハーブガーデン。所在地、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2964番地1。

2、指定管理者の名称等。名称、TUDO I 合同会社。代表社員 鈴木浩二。所在地、神奈川県足柄上郡松田町松田惣領321番地1。

3、指定の期間。令和5年7月1日から令和10年3月31日まで、4年9か月間。

令和5年6月6日提出、松田町長 本山博幸。

1枚おめくりください。提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは、資料を基に説明をさせていただきます。右上の参考資料1となっているものを御覧ください。

町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の第2条に基づきま



して候補者を募集しましたところ、応募のありました1者からの申込みとなります。申込者につきましては、団体名、TUDOI合同会社。団体住所、松田町松田惣領321番地1。代表者名は代表社員 鈴木浩二さんです。

施設の名称につきましては、西平畑公園及び松田山ハーブガーデン。所在地は神奈川県足柄上郡松田町松田惣領2964番地1になります。

内容につきましては、資料を1枚おめくりください。指定管理者申込書より抜粋した資料になります。西平畑公園及び松田山ハーブガーデン指定管理事業計画書を基に説明をいたします。

資料をおめくりください。資料の下部にページ番号を振っております。2ページ目でございます。まず、管理・経営方針の理解の基本的な考え方ですが、観光拠点としての機能、効能を増進させることで、松田山ひいては町全体の活性化を目指す提案としております。

資料上段記載のとおり、TUDOI合同会社は、松田町の公園緑地行政の発展に貢献することを目的としまして2022年7月に設立されました。この会社は、近隣地域の会社の経営者5人が集まり、その経営実績とスキル、ノウハウを土台に管理・運営していくことで、公の施設の指定管理者として各地域の魅力と質の向上を図っていくため、(1)公園施設の永続性を重視した維持管理のほか(5)まで、感染症等に対する事前の備えまで、管理・運営の考え方が示されております。

次のページ、3ページ目をお願いします。既存事業、イベントを継続発展させるとともに、年間を通して切れ目のない新たな事業、イベントを実施することにより、活性化を図ることの提案がされております。提案といたしましては、(1)既存事業、イベントの継続と発展といたしましては、松田町観光協会など関係各所との協力関係構築を図り、連携しながら主体的に運営するとされております。また、資料中段、(2)過去の実績ですが、昨年度、看板商品創出事業にて町事業としましてキャンプ事業を、県西活性化プロジェクト魅力向上事業でプール・アンド・ダンス、花火を見ながらジビエとワインを楽しむ、こういったイベントを実施しまして魅力の向上を図りました。

資料をおめくりいただきまして、次のページ、4ページ目をお願いします。

上段、(3) 新たな事業、イベントの実施について提案がされております。

①キャンプにつきましては、令和4年度の実績で得た経験とお客様からの御意見、御要望を生かし実施することの提案でございます。②カフェテラスにつきましては、季節やイベントに合わせてフレキシブルに特設カフェを開設し、ペット連れでも落ち着いてくつろげる場所を確保することの提案でございます。③レストランにつきましては、ハーブ館を最大限に生かすテナントづくりをコンセプトに、季節やイベントによって提供する料理を変え、年齢層、客層、イベント時に合わせた対応ができるフレキシブルなレストランを展開する提案でございます。④ジビエまつりにつきましては、国の官公庁の実証事業で町事業として実施しました花火を見ながらジビエとワインを楽しむイベントを実施しまして魅力向上を図った実績などもあり、今後もイベント実施を通して食肉としての安全性及びおいしさの啓発に努めるとともに、来園者の増加を目指す取組として提案されたものでございます。

次のページ、5ページ目を御覧ください。国際交流につきましては、国際交流の拠点の場として松田町の小・中学生との国際交流の場としての人材を育成するとともに、町をPRするものとして世界に発信していきたいという思いでございます。⑥フラワーガーデンにつきましては、既存のハーブガーデンの一部に四季折々の花を楽しんでいただきたく提案されたものでございます。⑦ジップライン、ファミリー層を呼び込むための企画として考えられたものでございます。案の案の段階でございますが、子供から大人、家族など、来園される様々な方々が楽しめる、夢のある提案として受け止めております。このように、近隣観光農園や商店街、観光協会などと連携し、新たな事業やイベントを行っていくことで、西平畑公園及び松田町のさらなる活性化を図る提案となっております。

次に、資料5ページの最下段から6ページにかけての町の年間行事との協調による周遊性の向上につきましては、(1) コラボレーション、(2) 出店について、資料6ページの上段の表に記載のとおり、町の行事と連携した

取組を目指しております。通年のイベント事業に、この表は通年のイベントの事業計画となります。各イベントのタイミングにおいて、レストランの営業も予定されております。

次に、中段から少し下の来園方法の多様化による利便性の向上についての提案ですが、①情報発信の改善から、次のページ、資料7ページの⑦無料送迎まで、7点が提案されております。さらなるホームページ、SNSを活用した情報発信や、イベント開催時における駐車場の状況や、保安のために各所に監視カメラを設置すること及び夜のイベントを視野に入れた街灯の設置など、改善したい内容について提案がされております。

資料7ページ中段、公園内施設の有効利用と周辺観光農家との協調を推進についての提案ですが、(1)の公園内施設の有効利用といたしまして、先ほど説明させていただきました資料4ページ、5ページの新たな事業、イベントの実施にあるように、①SDGsの討論会、②ウェブ交流、③異文化交流フェス実施に当たって、会場を子どもの館及び自然館で開催するなど、行事の際はこの2つの施設と連携した形で実施したいというふうに考えております。そういった提案になっております。

資料をおめくりいただきまして、8ページ目をお願いいたします。周辺観光農園、商店街などとの連携による回遊性向上を図ることについてですが、(1)地域企業との協働、(2)町観光協会との連携、(3)周辺観光農園等との連携、(4)ふるさと納税につなげられるよう商品開発に尽力したい、こういった旨の提案がされております。また、売店では、地場産の果物などを使用したドライフルーツの製造、販売や、新鮮地場産野菜、果物の販売など、訪れる方々に一緒に楽しんでいただくとともに、農家の方々の売上げにもつながればという思いで提案されたものということで説明がありました。

次のページ、9ページをお願いいたします。4、管理・経営の持続性についてでございます。最小限の費用で最大の効果とするため、TUDO I 合同会社の直営事業のイベントと、TUDO I の社員であり、それぞれが経営する会社などに委託する事業、イベントに分け、効率的な業務を実施する提案がさ

れております。①直営イベントについては、既存事業、イベントであるまつだ桜まつり、きらきらフェスタ及び資料記載の新規のイベントでございます。②各委託事業につきましては、①のキャンプから⑦のイベント開催時のキッチンカーなどでございます。

資料をおめくりください。10ページ目になります。安心・安全を最優先した支出の縮減につきましては、まつだ桜まつりの実施について、ノウハウの習得に努めまして今後の運営経費の縮減につなげることと、社員の多能工化、日常点検推進による施設等の長寿命化についての考え方が提案されております。

ただいま説明いたしましたとおり、近隣観光農園や駅前商店街、観光協会などと連携し、新たなイベントを実施することで、西平畑公園及び松田町のさらなる活性化を図るものとして繰り返し説明がございました。提案をされております。

次のページ、11ページをお願いします。西平畑公園の収支計画でございます。収入・支出につきましては、現在町直営で実施しているものを参考といたしまして予算を作成しております。なお、基本的な事項としましては、指定管理者募集要項のリスク分担表で決められております。町または指定管理者のどちらかが運営することになっても、支出のうち施設の保険料、土地の代金、地代は町が支払うこととなっております。また、施設の修繕、改修等のうち、日常的な細かな修繕などは指定管理者の負担とし、1件50万円を超える場合は協議事項としております。原則として50万円を超える部分は町の負担となりますが、協議の上、指定管理者の負担となる場合があります。また、修繕費は下限額を100万円とし、収支計画に記載することとしております。また、各年度、収入・支出につきましては、令和5年度の計画につきましては、御提案いただいた今年の7月から来年3月までの9か月分で、令和6年度から令和9年度までの計画は12か月分での計画となっております。そうしたことで、令和6年度から令和9年度までの各年度の収入・支出は12か月実施することもあり、総額としては令和5年度より多い額となっております。

このような基本事項も考慮した上で各年度収入・支出の収支計画が作成されております。

それでは、収入を説明させていただきます。西平畑公園、松田山ハーブガーデンの収入としましては、町直営で管理している現在の収入として3点ございまして、1点目はハーブ館の事業収入、2点目は西平畑公園入園料、ふるさと鉄道使用料、駐車場使用料といった条例に基づく使用料。3点目は行政財産目的外使用料、雑収入などの雑入でございます。こちらの収支計画記載の収入につきましては、先ほど御説明させていただきました既存の収入として、上段の行からハーブ館1階売店、ハーブ館3階レストラン、外売店、西平畑公園入園料、ふるさと鉄道、駐車場使用料、行政財産目的外使用料でございます。また、桜まつりで実行委員会として収受していたものを桜まつり開催の主体として指定管理者が収受したものと収入に計上しております。桜まつり負担金、桜まつり出店料、雑収入でございます。

新規の収入につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、指定管理者として新たな事業、イベントの実施について提案されたキャンプ、ジビエまつり、フラワーガーデンとあります。まずキャンプにつきましては、昨年度実証事業の結果を踏まえて得た経験と、お客様からの御意見、御要望を生かし、日帰り、宿泊、飲食に係る費用などを見込んでおります。ジビエまつりについては、イベントを開催する主催者として出店料を徴す額と自社出店で上げる収益が計上されております。フラワーガーデンにつきましては、既存のハーブガーデンの一部に四季折々の花を楽しんでいただく提案をされたものでございます。令和5年度は事業内容を整理し、環境整備などに取り組まれるということで、令和6年度から収益事業として実施したいという考えの下、令和5年度は0円という収支計画で御提案を頂いております。

次に、歳出につきまして、ハーブ館1階の売店とハーブ館3階のレストランについては、これまでもございました仕入れ材料費と人件費、施設に係る管理費でございます。外売店につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、これまでどおりイベント開催時や新たな提案として地場産野菜、果物の

販売などのため、開店するための仕入れ材料費、人件費、施設に係る管理費でございます。

次に、キャンプの行を飛ばしまして、まつだ桜まつりについてでございますが、これまでと同様に観光協会に委託をしております入園料徴収ほかの経費でございます。2年目以降は精査した形で支出の予定が計画されております。

次に、収入でも説明させていただきました新たな提案でありますキャンプ、ジビエまつり、フラワーガーデンです。キャンプは食材費及び人件費を見込んでおります。ジビエまつりについては、イベントを誘致しての開催を考えられており、自社出店にかかる食材費などの経費を見込んでおります。フラワーガーデンにつきましては、主に障害のある方の事業所、就労継続支援B型の方に関わっていただくものとしまして提案をされております。フラワーガーデンの草取りなど、栽培補助をされる方の費用を見込んでおります。

次に報酬、西平畑公園につきましては公園管理人報酬を見込んでおります。その下の行、西平畑公園、ハーブガーデンのそれぞれの需用費につきましては、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、燃料費、修繕料などの経費でございます。役務費につきましては通信運搬費でございます。西平畑公園の委託料につきましては、これまでも町予算で予算計上させていただいていた施設や運営に関わる委託料で、駐車料金徴収システム運用委託やふるさと鉄道運行委託料などでございます。次に、ハーブガーデンの委託料につきましては、施設、設備の管理委託で、エレベーター保守点検、消防設備点検などでございます。西平畑公園の使用料及び賃借料につきましては夜間金庫使用料でございます。また、ハーブガーデンの使用料及び賃借料につきましては、券売機や複写機の賃借料でございます。次に、松田町観光協会補助金ほかでございますが、桜まつりでの交通誘導委託、きらきらフェスタに関わる経費で、提案ではこれまでどおり支出として計上しております。

最後に、その他経費等という項目もございましたが、候補者へ内容を確認したところ、全体修繕積立費等としております。基本的には、何かの機会に

修繕などの対応が図られるよう積み立てておく費用とするといった御説明がございました。

資料、11ページの最下段には、収入・支出の差引きとして西平畑公園全体の収支を記載しております。提案では、2年目以降につきましては黒字経営ができるように計画がされております。これは、TUDO I 合同会社は、西平畑公園の指定管理業務を通して松田町の発展に寄与することを目的として設立された会社で、この会社が持てるアイデア、ノウハウ、コネクション、こういったものを最大限に生かし、地域からの共感を引き出し、より多くの方に楽しんでいただける観光拠点をつくり上げたいという強い思いがあるということで説明がされました。

資料をおめくりください。参考資料2でございます。町の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条施行規則に基づきまして、令和5年4月12日に松田町指定管理者選定委員会の委員長に対しまして提出しました指定管理者の候補者選定の依頼となっております。

資料をおめくりください。参考資料3でございます。令和5年5月23日に開催しました指定管理者選定委員会で審議した指定管理の候補者の選定結果となります。委員会につきましては、外部委員2名を加え、計8名で候補者からのプレゼンテーションをいただくなど、2回にわたって審査をいただきました。公募により申込みのあった1者に対し委員会で審議した結果、候補者として選定することに決定したものでございます。

1、施設名及び所在地、2、指定管理者の候補者につきましては資料記載のとおりでございます。3、指定管理の候補者評価点数につきましては、300点中210.60点。なお、合格点は180点。6割以上を超えることが審査、選定の基準でございました。

なお、候補者の選定に当たりまして、4番、選定委員会の附帯意見としまして記載のとおり3点ございました。1点目は、利用率向上や収入増加に資する提案が高く評価されました。一方、新規事業の実施に当たっては、既存事業及び既存の来園者の利用に対して十分な配慮をお願いすることという意

見でございました。2点目は、公園の利用については、防犯・安全対策に留意いただくとともに、傾斜地に立地する公園の施設特性に配慮し、防災対策や管理体制にも万全の注意をお願いすることとなっております。3点目は、四半期ごとに指定管理業務の実施状況及び収支の状況を町と共有する会議を定期に開催し、町及び関係機関との連携を密に取るようお願いするといったものでございました。

説明は以上になります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議 長 担当課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。
- 10番 齋 藤 まず、今の説明の中の11ページの収支計画の中の数字の単位が入っていないんですけども、この辺は不備ですか。
- 観光経済課長 単位は千円でございます。
- 10番 齋 藤 分かりました。あとですね、もう一度この中の支出のまつだ桜まつりに出す内容をもう一度ちょっとお願いできますか。
- 観光経済課長 まつだ桜まつりの収入と支出でございますか。（「支出」の声あり）支出ですね、はい。まつだ桜まつりの支出につきましては、これまで実施しておりました事業費に当たるものでございます。園内の交通誘導や、またはイベント開催に当たっての事業費でございます。そういったものがそのまま入ったような支出になっております。
- 10番 齋 藤 分かりました。この計画書、…から計画書が出されていてたくさん出ております。ただ、その新たな事業の中に、設備にこの会社が投資をしますよね。例えばジップラインを造るだとか、そういったものに対して、公共の施設に個人的な会社の投資があって、品物自体、こういった物自体の所有者は造ったところになるのか、その辺が、公共施設にこういうものを出しても、それが…のものなのか、町に戻すのか。終わった後に、例えばもう委託しないよというときに撤収するのか、そういったことはどのようになっているのでしょうか。
- 町 長 こういう考え方で整理していただければと思います。今、子どもの館の目の前にブランコがありますよね。あれは名前を言っても多分分かるような方



から寄附してもらったんですね。で設置をしたということもあります。ですので、今のところ我々の考え方としては、そういった形でいつのどのタイミングで設置していただけるかというのは当然あるんですけども、まず提案の段階なので。提案していただくときには、ぜひ所有権とかそういったものも当然ありますから、その状況の中で御寄附をお願いしたいというようなお願いはしようかなとは思っています。以上です。

10番 齋藤 分かりました。寄附していただければ一番いいと思いますので、その辺の所有権の問題とかが後で出てくるといけないので、その辺の処理だけはきちんとしていただきたいと思います。

あとは、その桜が一番多分あの公園の中で稼げてる部分だと思います。一般質問でも確認をさせていただきましたけど、あの会社にお金が入って、0円で運営していただける会社なんかあまりないと思いますので、それとここまでの立派な計画を立てていただいております。全部できれば最高だと思いますけれども、0円で、初回に結構投資していくものがあると思います。その辺で桜とか入園料とかのものは、その会社に行くということでしょうか。

観光経済課長 募集要項にも…と仕様書に書いてありますとおり、指定管理者のほうへの収入となるものでございます。

10番 齋藤 分かりました。私の質問、以上です。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

6番 井上 今回の説明書の中で、参考資料1です。1なのかな。よく分からないですね。その事業計画書の11ページの辺りのところなんですけれども。今までのですね、以前に指定管理をしていた、西武造園さんのときからですね、公園独自の収入体系の条例の一部改正による変更等があるということで、やはり新しい形の指定管理になるというふうに理解をしています。そういった中でですね、松田町の観光協会というものが、この収支計画書の中でやはり一番大きいですね、入園料、桜まつり等の入園料とかですね、駐車場の使用料等の関係の中で、新しい指定管理とですね、観光協会の関わり方がどのようなです

ね、桜まつりに関してはどのような関わり合い方になるのかということがです、ちょっと疑問なところがあります。まるっきり、全てですね、この指定管理のほうに移行をしてしまうのか。観光協会の補助金ほかというのが11ページの一番下のほうにありますけれども、先ほど説明のあった交通誘導等の経費の部分だけの負担、そういった処理だけを観光協会が行うのかということですね、指定管理者と観光協会、桜まつり等に係る部分の関係性についてどのように考えているのか、お願いをしたいと思います。

観光経済課長 先ほど説明いたしましたとおり、既存事業、イベントの継続と発展という資料にもありましたとおり、これまで蓄積された過去の実績、運営ノウハウを引継ぎまして、さらに改善し、観光協会ほか、関係各所との協力連携の構築を図り、連携しながら主体的に運営したいといったものでございました。プレゼンテーションでも、今年度は昨年度までのやり方、こういった実行委員会形式の開催を考えているというお話でございました。入園料を徴収する管理者の立場としまして、これまで町が実施してきたように、町観光協会や関係団体への委託などを行うことで、地域と連携して桜まつりを実施できる体制を構築できるということで認識しておりますが、いずれにしましても、観光協会、関係機関との連携、また連絡調整を図ってまいりたいと思っております。

6 番 井 上 もう少しね、その辺は具体的に教えていただきたいんですけども。じゃあ、令和5年度ですね、来年の令和6年の2月からの桜まつりで、じゃあ、観光協会は何をやるのかですね。令和4年度までで実行委員会のほうで行ってきた事業というのは、ノウハウは継承するんですけども、じゃあ、実行委員会というものは令和5年度の桜まつりではなくなるのかということとですね、あと、先ほど収支計画の中で、例えば桜まつり出店料ということで、桜まつりに、やはり町の事業だから観光協会に協力して出店をしていこうということで、出店料をですね、観光協会に負担をしてたんですね。先ほど説明では実行委員会とかって説明ありましたが、そうじゃなく、観光協会に出店料として1割ですね、売上の1割を支払っているんですよ。ですのでね、その辺を全部、今度新しい指定管理者のほうにそういった支払い、支出がですね、帰属し

てしまうのか。そういったところをですね、決まっていなければ決まっていな  
か、詳細が分からなければ、この議案28号は委員会付託になりますのでね、ま  
た委員会付託のほうで詳細な質問等をしていただきたいというふうに思います  
ので。観光協会は、じゃあ、桜まつり、来年の桜まつりで何をやるのか、そこ  
のところの説明をお願いいたします。

観光経済課長 提案を頂きまして、今回議案として上げさせていただいたものでござい  
まして、そういった、より細かいものはまだ、話し合いというか、そういうのはでき  
ておりませんので、今後詰めてまいりたいと思っております。

6 番 井 上 ここでですね、指定管理のですね、指定ということで、まだ細かいところ  
が詰めてなければですね、委員会のほうの、産業厚生になろうかと思いま  
すので、そちらの委員会でのですね、詳細に対する説明ということをお願いを  
したいと思えます。

あとですね、この収支計画の中で、やはり町負担のところが一番大きい部  
分は、かなりこの指定管理者に移行することによって、指定管理者のほうの  
収支も安定をするということですが、地代はですね、町負担というこ  
とで先ほど説明がありました。その地代部分というのがどの程度になるのか  
ね。今後、その地代に対する考え方はずっとですね、ある程度、その指定管  
理のほうの収支が安定をしても地代というのは町負担でいくのか。まず金額  
と地代に対する考え方をお願いいたします。

町 長 金額です。約180万程度が地代になっています。それと、先ほど今後の地代  
に対する今後の考え方という話ありました。遡ること数年前、ドッグランの  
指定を、指定管理を皆さん方をお願いしたときにはですね、ドッグランも初  
めて公共事業に対してやるというふうなことで、D A S I さんが1社だけ提  
案をしていただきました。それは伴走型として、町もこれから町の職員であ  
る事業をそのままやっていくというのもつらかったところもありましたし、  
やる気がある団体でしたので、伴走型でやっていこうというときには、土地  
の地代に関しては一通り松田町がしっかり面倒を見ながら、徐々に延長する  
と同時に半分にさせてもらったりというふうなことで様子を見させていただ

いたこともあります。ですので、今回は募集要項の段階で、既にその土地代は町が持ちましよう。建物の保険料だとかというものに対しては、町が当然所有者としての責任があるでしょうから、その辺は町が持ちましようという、要綱の中で今回提案頂いてるところでもあります。今後この事業がうまくいって、順調にいったら、もし要望に応じていただけるのであれば、今現在ドッグランも、今、土地代が半分はドッグランの方々に御負担を頂いてるような格好で進めているので、そういうふうになったら、そういうお願いを聞いていただけるよう…かなと思っています。

あともう一つは、さっき大事な、ね、1個手前の話で、観光協会との役割の話ありました。この件に関しては要綱にしっかりと書かせていただいた内容で今回御提案を頂いてるんで、決まってないということは基本的にないです。ただ、これから我々と事業…今回提案した業者さんとはそういったことはできてますが、観光協会さんとこれからどのようにしてやっていくかというところがまだ未定…半分未定なところがあるというふうな答えですので、まだ様々なことで指定管理を決めるに当たって観光協会さんとの調整ができないとか、そういうことではないということに御理解頂きたいと思います。大きく言うと、園内での、園内での事業については事業者さんのほうで管理責任をやっていただきますけども、それ以外に、当然松田町が主体になった祭りでありますから、町の主体でこれまでも約1,000万ぐらいかけてPRだとか何かということでしたしか事業費を出してたと思うんですよね。そこまで今回かからなくても済むかと思えますけども、そういった役割分担は今後観光協会さんとやっていくような格好になると思います。

その上で、今回この収支計画、御提案頂いた11ページのところに、桜まつりの資金として、ここに、令和5年度については1,840万余の予算があって、そこからずっと予算ありますけども、この辺が桜まつりとして収入・支出の分がいろいろあると思います…あ、支出のほうがあると思いますけれども、どのような格好で分担していくかということは、これから観光協会さんたちと調整していくということになるかというふうに思っています。以上です。

6 番 井 上 地代のほうの関係はですね、先にお答え頂きまして、それにつきましてはですね、ドッグランと同じような方法が取られればですね、そのためには指定管理者のほうの収支が安定をするという先にですね、やはり町のほうとしてもその辺をやっぱり念頭に入れておいていただけるという答弁だというふうに理解をしましたので、了解をしました。

そうですね、また観光協会とのですね、関係というのはですね、もう少しですね、付託となる委員会のほうでもですね、詳細な説明をしていただければというふうに思います。以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第28号西平畑公園及び松田山ハーブガーデンの指定管理者の指定については、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議 長 日程第4「議案第29号令和5年度松田町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第29号令和5年度松田町一般会計補正予算(第2号)。令和5年度松田町一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,410万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入それぞれ53億1,816万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、令和5年度松田町一般会計補正予算（第2号）について御説明をさせていただきます。

初めにですね、10ページ、11ページの歳入からですね、説明をさせていただきます。款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金、節、企画費国庫補助金。説明欄の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、電力等価格高騰総合対策事業といたしまして、感染症対策の商工振興商品券発行事業補助金や、農業経営者物価高騰緊急支援金ほか、3,818万2,000円の増額補正をするものでございます。

次に、節、保健衛生費国庫補助金。説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業の補助金につきましては65万5,000円でございます。ワクチン接種事業に伴うシステムの改修の補助金、10分の10の補助事業となります。主にデータ管理に伴う改修を行うものでございます。

続きまして、項、国庫補助金、目、教育費国庫補助金、節、小学校費国庫補助金。学校保健特別対策事業費補助金112万5,000円の補正となります。寄、松田小学校での感染症対策に伴う消耗品費の購入に伴う補助金といたしまして、2分の1の補助事業となります。

続きまして、節、中学校費国庫補助金につきましても、同様に消耗品の購入に伴う補助金45万円の補正となります。

続きまして、款、県支出金、項、県補助金、目、農林水産業費補助金、節、農業費補助金。説明欄につきましては、地域計画策定事業補助金79万2,000円の補正となります。内容につきましては歳出で御説明をさせていただきます。

次に、項、県委託金、目、教育費委託金。説明欄、かながわ学びづくり推進地域研究委託金41万3,000円の補正でございます。こちらは児童・生徒の学びの質の向上に資するため、専門的な立場の学識者等からの助言・指導を頂き、今後の事業等の運営に生かすための補助でございます。

次に、款、諸収入、項・目、雑入、節、消防基金収入。説明欄、消防団員

退職報償金基金収入につきましては249万円の補正となります。歳出で御説明いたしますが、分団長など、全5名の退職者報償金と同額の報償金基金からの歳入となります。

次に歳出でございます。12、13ページでございます。款、総務費、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費。説明欄につきましては、負担金補助及び交付金の住民基本台帳ネットワークシステム改修費負担金につきましては30万8,000円の補正となります。住基ネットサーバー及び端末へのアプリケーションへの適用などに伴う負担金でございます。

続いて、款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。説明欄（1）電力等価格高騰総合対策事業では、次世代応援特別給付金といたしまして、高校生や大学生並びに社会人等の16歳から22歳まで、600人を対象に1人1万円を給付する補正で、事業費総額につきましては、消耗品等を含めて624万6,000円となります。こちらにつきましては、令和4年度の第4号補正で実施した事業と同様の内容となります。電気やガス、食料品などの価格高騰に対し、経済的困難に直面している次世代に対し、国や県においても支援が行き届いてない高校生や大学生並びに社会人等の次世代に対し、学びの機会の継続と生活支援を目的に給付金を給付するものでございます。こちらも10分の10の補助事業となります。

続きまして、目、老人福祉総務費。説明欄（1）電力等価格高騰総合対策事業では、シニア生きがい応援給付金といたしまして、75歳以上の方に給付金を交付するための給付金1,080万円ほか、総額では1,157万9,000円の補正となります。1人当たり5,000円で、対象者2,160人で補正をしているものでございます。

続きまして、項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。説明欄（1）電力等価格高騰総合対策事業では、子育て世代物価高騰対策特別給付金といたしまして900万円、消耗品等を含めて、総額938万4,000円の補正となります。こちらは3歳から15歳までの子供に対し給付するもので、対象人数900人に対し、1万円を給付するものでございます。

続いて、目、児童福祉費。説明欄（6）電力等価格高騰総合対策事業の負担金補助及び交付金、保育施設物価高騰対策支援事業費、事業補助金につきましてはさくら保育園及びなのはな保育園の電気料等高騰分の助成金といたしまして75万円の補正するものでございます。

また、14、15ページになりますが、負担金補助及び交付金といたしまして、保育施設食育、いわゆる給食費の支援事業の補助金といたしましては97万2,000円を補正するものでございます。

続いて、款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費。説明欄（1）新型コロナウイルスワクチン接種体制整備事業につきましては65万5,000円の補正で、ワクチン接種に伴うシステム改修によるものでございます。春と秋に実施するワクチン接種のデータ管理に係るシステム改修の経費でございます。

次に、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費。説明欄（6）電力等価格高騰総合対策事業の農業経営者物価高騰緊急支援金では、肥料等の高騰に伴う農業支援金といたしまして、150万円を補正するものでございます。こちらにつきましても10分の10の補助事業となります。

次に、説明欄（7）地域計画策定事業…推進事業につきましては、計画策定に伴う検討会の委員報償費及び会計年度任用職員の給与費の報償…報酬など、総額79万2,000円で、10分の10の補助事業となります。目的につきましては、本町の観光推進に関する計画策定に当たり、地域の観光資源等の分析及び専門家からの評価等を受け、計画策定に当たって必要となる事前調査に伴う事業となります。

次に、款・項、商工費、目、商工振興費。説明欄（6）感染症総合対策事業では、感染症対策商工振興商品券発行事業補助金50万円を増額補正するものでございます。10分の10の補助事業となります。今回は既存の予算内でのプレミアム率を20%から30%に増額し、発行基本額を減額をし、そのための事務費等の増額に伴う補正となります。

続いて、項、観光費、目、観光振興費。説明欄（7）電力等価格高騰総合対策事業では、16、17ページにわたりますが、電気料等の高騰に伴う観光拠



点施設電力等価格高騰対策支援給付金といたしまして50万円の補正をするものでございます。

続きまして、款・項、消防費、目、非常備消防費。説明欄（1）消防団運営事業の報償費では、分団長4名、部長1名、合計5名の退職報償金といたしまして、歳入同額の249万円を補正するものでございます。

続きまして、款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費。説明欄（17）かながわ学びづくり推進地域研究事業につきましては、各種教育の推進を初め、事業の運営に生かすための指導や助言を頂くための講師への報償費や、消耗品費を含めて41万3,000円を補正するものでございます。こちらは10分の10の補助事業となります。

続きまして、項、小学校費、目、寄小学校費。説明欄（8）感染症総合対策事業では、泡ハンドソープや消毒液、空気清浄機のフィルター等の消耗品費といたしまして90万円を補正するものでございます。また、目の松田小学校につきましても同様に、消耗品費として135万円の補正となります。こちらにつきましても補助率は2分の1でございます。

次に、項、中学校費、目、松田中学校費。説明欄（7）感染症総合対策事業の消耗につきましても同様に、90万円を補正するものでございます。

項、幼稚園費、松田幼稚園費では、29万6,000円の財源補正、また、寄幼稚園費につきましては、1万8,000円の財源補正をしているものでございます。こちらは教育施設の電気料高騰に伴う財源補正をさせていただいてるものでございます。

次に、18、19ページになります。項、社会教育費、目、図書館費につきましては、委託料といたしまして、現行図書館システムデータ移行業務及び新システムへの移行委託料、合わせて707万6,000円。賃借分のデータ移行及びシステムの使用料といたしまして、合わせて140万9,000円。また、新規のシステム用の備品といたしまして、パソコン3台、プリンター1台、バーコードリーダー3台の備品購入費分を86万9,000円に伴う補正をさせていただいてるものでございます。

続きまして、目の生涯学習センター管理費では、こちらは施設の電気料高騰分の財源補正153万6,000円をさせていただいております。また、項、保健体育費、目、保健体育総務費につきましても、教育施設の町体育館での電気高騰分に伴う財源補正、10万3,000円を財源補正しているものでございます。

予備費につきましては、448万6,000円の減額で、合計につきましては2,751万4,000円となります。

続きまして、20ページから25ページまでにつきましては給与費明細書となりますが、今回の補正に伴う職員の手当、いわゆる時間外と会計年度任用職員による報酬分の増額によるものでございます。

以上、一般会計補正予算（第2号）につきまして、御審議のほどよろしくお願いをいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 ちょっと今ですね、補正予算についてですね、説明があったんですけども、特に、ページ13ページからですね、電力等価額高騰総合対策事業の中で、金額とか人数ということで、1人当たりというふうな説明があったんですけども、対象についてですね、対象者について、どういう対象になるのか。年齢区分だけなのか、対象世帯とかですね、その辺がちょっと分かりにくいんですよ。ですのですね、例えば、13ページの社会福祉総務費からと、あと給食費の、保育施設給食の補助金等で、これ全員が対象になるのかね。それとも所得制限的なものがあるのかについてですね、お伺いをしたいと思います。

参事兼政策推進課長 まずですね、民生費の社会福祉費からですが、原則ですね、所得制限を設けてございません。所得の制限は設けていない町の事業としてやっております。

次世代につきましては、先ほども説明したとおりですね、16歳から22歳まで、1人1万円の給付ということで、これ対象はですね、前回は補正でやったものがございますので、その分析をして600人ということで出しております。（「全員で。」の声あり）全員です。

続きましてですね、シニア生きがい応援給付金でございます。対象は75歳以上の方、全員でございます。対象者人数は2,160人ということで、1人当た

り5,000円。これなぜ75歳とした理由につきましてははですね、国がですね、出産育児金等の支援金を引上げということの中で、社会保障で補填するというようなこともございました。その社会保険の中の後期高齢者分からですね、75歳後期高齢者分からの補填を検討してるということございましたので、町としては速やかに75歳以上の方に給付をしようということで取り組んだものでございます。

そして、次の子育て世帯物価高騰対策特別給付金。こちらにつきましては、3歳から15歳までの子供の方を全対象にし、ここはまた900人という分析しておりますので、1人1万円で所得制限はございません。

そして…保育園。続きまして、物価高騰の負担金の保育施設物価高騰対策支援事業費補助金につきましては、さくら保育園となのはな保育園の電気料等の高騰分、これを積算しまして75万円。そして、給食…（「だから、誰に渡すのかという話。」「園に出すもの。」「そうです。」の声あり）同じく園に出すもので、保育施設の食育…給食費ですね。その部分を助成するために、同じくなのはな保育園とさくら保育園でございます。97万2,000円の補正をしているものでございます。

町長 あえて今分けて、これはもううちの行政の縦割りみたいなところもあるんであれなんですけれども、まず今現在、当初予算で0歳児には5万円、1歳児、2歳児については3万円、町として当初予算組んでます。それ以上の方々については特別、町としての負担をしてるものがなかったもので、その部分だけはちょっと町独自ということから外してもらって…外して、3歳児から22歳までの方々に1人1万円というふうなことで理解をしてもらえばいいと思います。ほかの市町ではですね、小学校・中学校の給食費をゼロにしますとかいう町がありますけれども、それだけだと子ども・子育て支援金といいましょうかね、国からもらってる月1万円とか、あの辺が対象になっていない高校生以上のお金がかかる方々にも恩恵が全くないようなことになってしまいますので、そうすることでなくですね、一律1万円と。18歳以上の方もですね。ということで今回の提案をさせていただいてるところでございます。以上です。

参事兼政策推進課長　　続きましてですね、15ページになりますかね、農業経営物価高騰支援ですね。こちらの方はですね…（「書いてます。」の声あり）いいですかそこは。  
（「これは申請による。」の声あり）これは申請によるんですけれども、農業経営に継続して支援…確定申告をして、農業所得。前回と同じなんですけど、それに対する支援として行うものでございます。物価高等ですね。そして、感染症物価高騰…（「観光振興。」の声あり）観光振興費の物価高騰支援の50万円ですね。この50万円につきましては、商品券の発行事業として50万円の事務費として増額補正するものでございます。いわゆるプレミアム…既存のプレミアム…違う。（私語あり）ああ。ここは…。

観光経済課長　　こちらは、宿泊施設、または観光施設に5万円×10件分…（私語あり）ということで、10事業者ということで予定しております。（「申請。」の声あり）はい。

6 番 井 上　　電力等の価格高騰のところについてはですね、理解をさせていただきました。

19ページですね、ところで、昨日ですね、一般質問をさせていただきました。その中でですね、小・中とのネットワーク化をですね、その新しいシステムの中に盛り込みたいという説明があったかと思いますが、小・中とのですね、そういうネットワークをする際にですね、小学校側、中学校側のほうの体制、例えば司書がね、いる、いないとか、そういったところがどういうふうな対応がなされるのかについてですね、お伺いをいたします。

教 育 課 長　　それでは井上議員の御質問にお答えいたします。小・中とのネットワークということでございますが、まず、今回入れるシステム自身にそういう拡張機能があるというふうに御理解頂ければと思います。まだ小・中学校側の要はデータベース化ができておりませんので、図書室でございますので、司書とかもおりませんので、今後そのデータベース化をした上で連携を取っていくという、そういうことでございます。以上です。

6 番 井 上　　ありがとうございます。あ、そうですね、まだ、例えばそういう、小学校側、中学校側ですね、そういう図書のデータベースというものができてい

ないと、そういうシステムとしてはそういう機能があると。ただ、そういったデータベースの構築というのが大変だということだと思います。小学校・中学校からですね、やはり相互の利用ができるということは、様々なですね、実際の紙の図書とか、あと昨日町長の説明がありましたけれども、デジタルブックですね。そういったものもですね、やはり小・中学校側でもですね、対応ができるようになればですね、やはり松田町のそういった図書館行政というものもレベルアップしていくのかなというふうに思いますので、その辺もですね、できるだけ早期な、そういうシステムのほうでそういう…ができるよというシステムを導入するのであればですね、ぜひそういった方向性を目指して、検討していただきたいと思います。以上で終わります。

議 長 ほかには。

4 番 平 野 今回の井上議員とちょっと箇所は一緒なんですけれども、先ほど対象年齢等は分かったんですが、こちらはプッシュ型なんでしょうか、それとも申請を一人一人やるという方式なんでしょうか。

あともう一つ、やはりちょっと19ページの図書館のことなんですけれども、昨日、井上議員の質問でシステムが使えない期間ということは確認できたんですけれども、その間の相互貸出しができるのかということを確認したいのと、あと、その間の松田町の蔵書のほうの検索は可能なのか。特にバックヤードにある分ですね、は可能なのか。そしてまた、全協のときに5年分の数字も出しましたが、前回の廃止になるシステムより、5年で1,000万ほど安いというのがあったんですが、何か劣る機能が出てしまうのか、そこを確認させてください。

参事兼政策推進課長 まず、このいろいろ挙げた事業の中のプッシュ型かということなんですけれども、基本的に国が支援するような事業についてはプッシュ型ですが、これ町の事業として進めるので、申請を取ってやるということになります。以上です。

教 育 課 長 それでは、平野議員の質問にお答えいたします。図書館の関係でございます。まず、相互貸出しにつきましては、現在のところ県立図書館のみ可能だというふうに確認をしております。また、費用が大分安く抑えられるということで、

劣る機能はということですが、基本的には現在行っているサービスを低下させることのないようにというところをまず出発点としておりますので、フロントヤード、バックヤードの業務、貸出しであるとか検索、予約、また蔵書の管理、またですね、新たな機能として統計というものも追加になっておりましたり、また、これは拡張機能の中の一つでございますが、例えばICタグを本につけることで、不正持ち出し防止というようなものにも対応が可能だと。これは別費用でございますので、今回の中には含まれておりませんが、そういった拡張機能もやはり進化している部分でございますので、そういったものも将来的には可能だというふうに聞いております。以上でございます。

4 番 平 野 分かりました。あ、バックヤードや蔵書の検索というのは、もちろん新しいシステムが入った10月以降は可能なのは分かるんですが、その前の段階、穴が開いちゃう段階。すみません。

教 育 課 長 申し訳ありません、1点抜け落ちておりました。現在、その蔵書検索どうなのかということなんですけども、7月1日から、次回の導入までの間ですね、内々ではございますが、現在のシステムのデータベース化がありますので、その部分で、スタッフのほうでの検索というのは可能でございます。以上でございます。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑なしと認めます。あ、異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第29号令和5

年度松田町一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日予定しました日程の全てが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

また、産業厚生常任委員会は委員長の指示で委員会を開催してください。

明日は午前9時から松田町議会ハラスメント防止条例、規程等の委員会を。終了後、議会改革推進委員会を開催しますので、委員長の指示に従って開催してください。なお、常任委員会の予備日になっておりますので、委員長の指示に従ってください。なお、最終日の9日は午前9時から本会議を開催しますので、御参集ください。定例会中の委員会等については、必要に応じ、町長以下職員の出席を求めますので、御対応をお願いいたします。

本日は大変御苦勞さまでした。

（11時37分）